

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」 に関する領収書等明細一覧兼チェックシート

本書面に記載の領収書等の明細等について、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）」（以下、「本非課税措置」）で規定されている「結婚・子育て資金（《結婚・子育て資金について》ご参照）」として支払ったことに相違ありません。

ご預金者	
口座番号	
署名（氏名）	
住 所	
電話番号	

1. 結婚・子育て資金支払領収書等の提出明細一覧

		支払先の名称	支払先の住所	摘 要 (支払内容)	支払日／期間	領収書等		
						枚数	金 額	
結 婚 等 へ の 支 払 い								
小 計 1								
子 育 て 等 (妊 娠 ・ 出 産 ・ 育 児 等) へ の 支 払 い	妊 娠 費 用							
	出 産 費 用							
	子 の 医 療 費 用							
	子 の 育 児 費 用							
小 計 2								
合 計 (小計1＋小計2)								

2. 今回ご提出いただく領収書等のチェック表（該当する回答の□欄をチェックしてください）

NO	チェック項目	回 答 欄
(1)	「結婚・子育て資金支払領収書等の提出明細一覧」の記載内容にお間違いはないですか。	☐ はい ☐ いいえ
(2)	「領収書等」は、ご本人の「結婚に際して支出する費用」またはご本人もしくはご本人の配偶者の「妊娠、出産または育児に要する費用」として支払ったご資金に関するもので ですか。 ※「結婚に際して支出する費用」および「妊娠、出産または育児に要する費用」の詳細な費目は内閣府のQ&A（別表1：費用リスト）に記載。	☐ はい ☐ いいえ
(3)	「領収書等」のうち領収書について	
	①領収書には、支払日、金額、摘要※、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）が記載されていますか。 ※資金使途（例「〇〇代として」）が記入されていることが必要です。病院・保育施設（ベビーシッターを除く）への支払の場合、住所は省略可能です。	☐ はい(該当なし) ☐ いいえ
	②領収書は原本をご提出いただいていますか。	☐ はい(該当なし) ☐ いいえ
(4)	（「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証するもの」について） ※「支払の事実を証するもの」は、内閣府のQ&A（Q3-3）および「領収書等のチェックツール」で例示。下記要件の不足がある場合、振込依頼文書等をあわせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証するもの」に含めます。	
	①「支払の事実を証する書類」には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要※が記載されていますか。 ※資金使途（例「〇〇代として」）が記入されていることが必要です。病院・保育施設（ベビーシッターを除く）への支払の場合、住所は省略可能です。	☐ はい(該当なし) ☐ いいえ
	②ご提出いただいた「支払の事実を証する書類」のなかに、同一の支払いに関する重複はありませんか（過去提出分を含む）。	☐ はい(該当なし) ☐ いいえ
(5)	結婚等への支払について「領収書等」に加え下記の書類をご提出いただいていますか。 ○婚礼（結婚披露宴）に係る費用 ・戸籍謄本等（婚姻の事実及びその年月日を証する書類） ○家賃等に係る費用 ・戸籍謄本等（婚姻の事実及びその年月日を証する書類） ・賃貸借契約書の写し（締結日が入籍日の前後各1年の期間内で受贈者名義で締結したもの） ・賃貸物件に入居する受贈者または配偶者の住民票の写し（賃貸借契約書の写しに受贈者または配偶者が当該物件に入居する旨の明確な記載がある場合は提出不要） ○引越しに係る費用 ・戸籍謄本等（婚姻の事実及びその年月日を証する書類） ・受贈者の住民票の写し（転居した事実及び転居の年月日を証するもの） ※これらの書類は、本非課税措置を受けるために既に同一の書類を当行にご提出いただいている場合にはあらためてご提出いただく必要はありません。	☐ はい(該当なし) ☐ いいえ
(6)	①子育て等（妊娠・出産・育児等）への支払について「領収書等」に加え下記の書類をご提出いただいていますか。 ○不妊治療、妊婦健診に係る費用 ・配偶者の住民票の写しや戸籍謄本（配偶者に係る費用である場合） ○出産、産後ケアに係る費用 ・配偶者の住民票の写しや戸籍謄本（配偶者に係る費用である場合） ・住民票の写し、戸籍謄本、母子手帳の写し等出産の事実及びその年月日を証する書類（母子手帳の写しに関しては、出産の事実及び年月日以外の不要な箇所は黒塗りにしていただくことも可。） ○小学校就学以前のお子さまの医療費に係る費用 ・お子さまの住民票の写しや戸籍謄本等（お子さまの氏名、生年月日、受贈者との続柄を証する書類） ○小学校就学以前のお子さまの育児に係る費用 ・お子さまの住民票の写しや戸籍謄本等（お子さまの氏名、生年月日、受贈者との続柄を証する書類） ※これらの書類は、本非課税措置を受けるために既に同一の書類を当行にご提出いただいている場合にはあらためてご提出いただく必要はありません。	☐ はい(該当なし) ☐ いいえ

